

県産農産物の安全を支える残留農薬分析

農林水産研究所

県産農産物の安全・安心を確保するため、平成15年から関係機関と連携し、出荷前の県産農産物の**残留農薬分析**（自主検査）を実施しています。

多くの農薬成分を同時に検出できる**多成分一斉分析法**を採用し、基準値を超える残留がないか確認しています。



GC-MS/MS

ガスクロマトグラフ質量分析計
（対象成分：232種類）

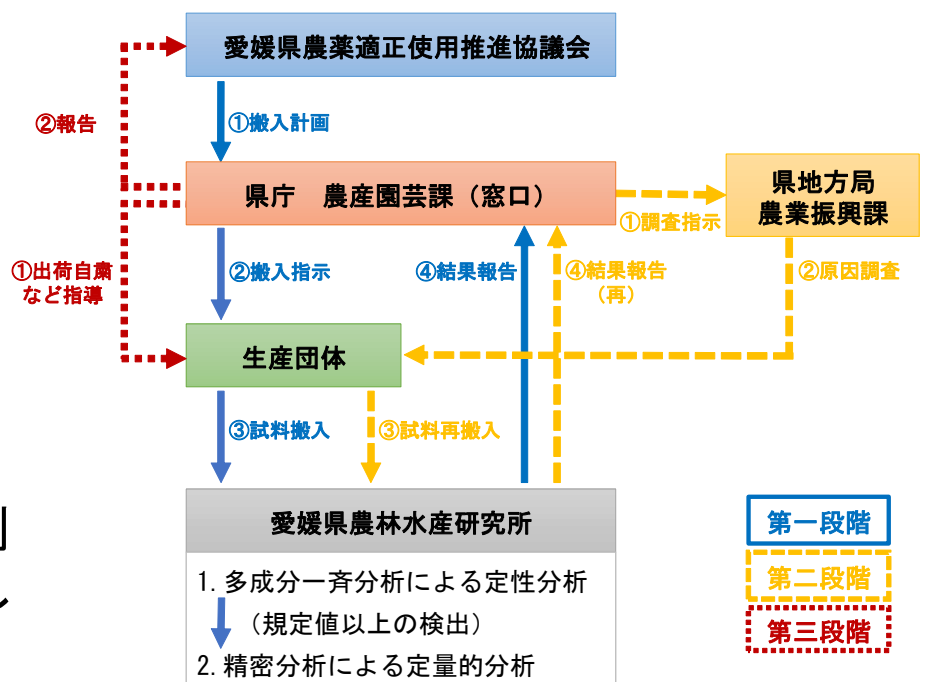


LC-MS/MS

液体クロマトグラフ質量分析計
（対象成分：142種類）

農薬成分を個別にみるとその特徴は異なります。成分の特徴に応じて上記、2つの機器を利用し分析を進めています。

また、基準値以内であっても申告された農薬と異なる成分が検出された場合には生産現場を訪れて検出原因についての調査を進めるなど関係機関が一体となった体制を構築し制度運用しています。



愛媛県における農産物残留農薬調査体制

2022年度県産農産物の残留農薬分析結果

農林水産研究所

令和4年度は果樹や野菜を中心に482点の残留農薬分析を行いました。

分析の結果、のべ389の農薬成分が検出されましたが、国内の残留基準値を超過した農薬成分はなく、95%は基準値の1/10以下の濃度でした。

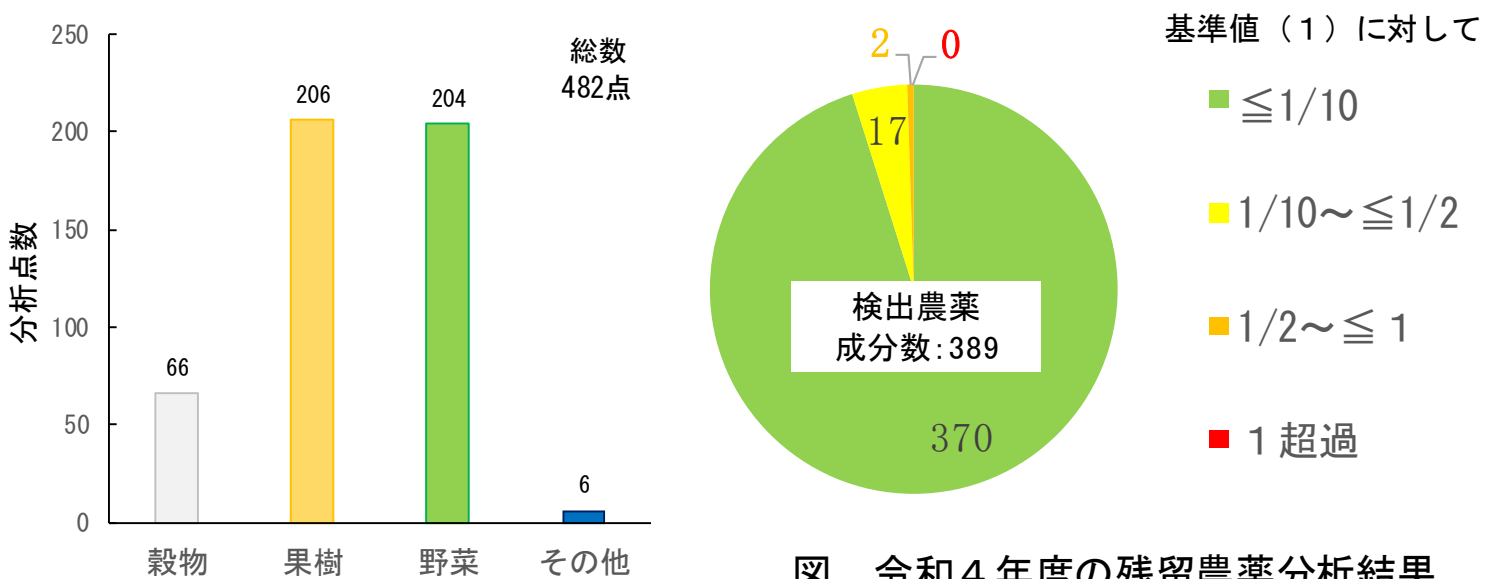


図 令和4年度の残留農薬分析結果

図 令和4年度の残留農薬分析点数

本調査では、分析の際に提出される農薬の使用履歴と分析結果を照らし合わせながら農薬の検出理由を検証しています。

散布実績のない農薬成分の検出原因は、**近隣作物からのドリフト（飛散）**や**農薬散布機具の洗浄不足**が最も多い結果となりました。

農薬使用の際は十分に気をつけましょう。

農薬検出の原因

近隣作物からのドリフト（飛散）

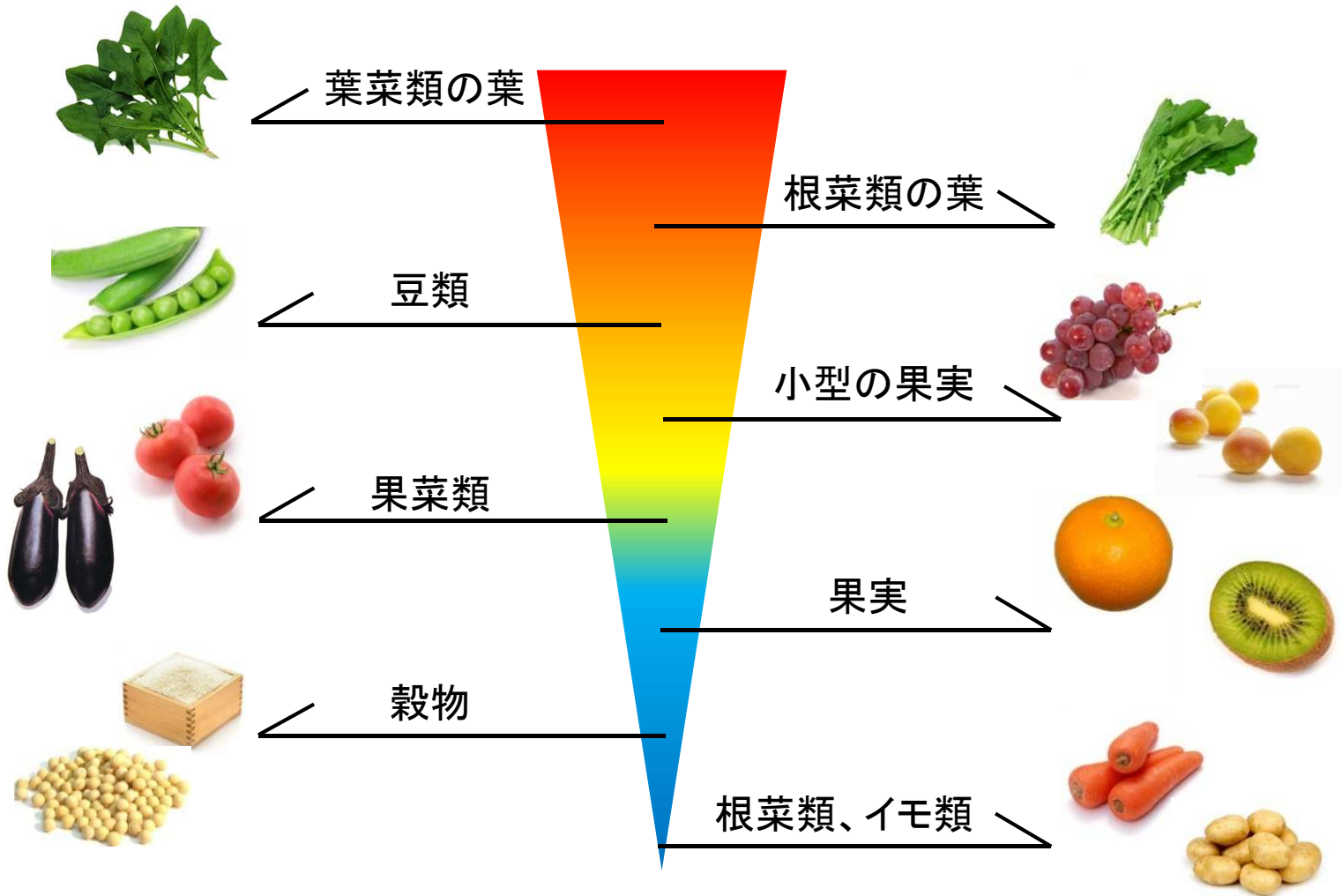
農薬散布機具の洗浄不足

安全な県産農産物を届けるために

農林水産研究所

農薬の残留基準を超過しないため、農薬の使用基準を遵守することはもちろんですが、**防除する対象の農作物以外に農薬の散布液がかからないように注意しなければなりません。**

農薬の残留しやすさ(上にいくほど残留しやすい)



同じ重量ならば、**葉菜類のほう**が表面積が大きくなり、同濃度の農薬がかかった場合、**残留濃度は高くなります。**

残留基準や暫定基準がない農薬と農産物の組み合わせの場合、**一律基準(0.01ppm)で規制**されます(ポジティブリスト制度)。対象農作物に散布していなくても、農薬が飛散して検出され**基準超過**となる恐れがあります。

このため、農薬散布に当たってはノズルの種類、風向風速に十分注意しましょう。